

平成14年度 Global ILL Framework (GIF) Project 活動報告

平成14年度 Global ILL Framework (GIF) Project (以下「GIF Project」という。)の活動について、以下のとおり報告します。

1 GIF Project 会議等開催状況

- ・平成14年11月12日 第1回プロジェクト会議及び日米担当者会議(場所:東京工業大学)

プロジェクトチーム内の現状報告及び日米間の現物貸借サービスの実現方策等に関する協議を行ったほか、米国側テスト館担当者(Ms. Sharon H. Domier, University of Massachusetts Library)が来日した機会に、米国の実情に関し意見交換を実施した。

- ・日本側参加館の拡大、文献複写料金の徴収、運用ガイドの作成、専用ホームページの開設、米国側との協議等に関し、電子メールによる意見交換を実施。

2 活動概要

(1) 日本側への GIF Project 参加呼びかけの実施

大学図書館協力ニュース(Vol.23, No.2, 2002.7)に「グローバル ILL フレームワーク(GIF)への参加ご案内」を掲載し、日本側への参加呼びかけを行った。

平成15年度3月31日現在、日本側参加館は、68機関75図書館(内訳:国立(大学共同利用機関含む)44機関51図書館、公立2大学2図書館、私立22大学22図書館)である。

参考:北米側参加館 32大学33図書館(3月18日現在)

(2) 日本側 GIF Project 参加館に対する英文レンディングポリシー整備依頼実施

英文レンディングポリシーについて未整備の参加館があったため、平成14年8月8日付けで、日本側参加国立大学図書館に対して、英文レンディングポリシーの整備について依頼を行った。その結果、ほぼ整備が完了した。

(3) 米国側参加図書館からの文献複写料金の徴収について

米国側参加図書館に係る文献複写料金徴収猶予申請手続きの実施

米国参加図書館からの文献複写料金徴収猶予申請に関する事務局からの通知(平成14年10月2日付け)に従い、申請・許可手続きは11月末に終了、12月初めより実際の文献複写料金の徴収が可能となった。

また、平成15年度分文献複写料金徴収猶予に係る申請・許可手続きについても、4月初めに終了し、北米側32図書館の徴収猶予申請に対する日本側参加館の許可が与えられた。

米国側参加図書館からの文献複写料金の徴収開始及びレンディングポリシーの修正依頼実施

米国参加図書館からの文献複写料金徴収猶予に係る申請及び許可手続の終了を受け、平成 14 年 11 月 26 日付けで、日本側参加館に対して、米国側参加館からの料金徴収開始及びそれに伴うレンディングポリシー「ILL-Copy-Charge（複写料金）」項目の修正について依頼を行った。

(4) GIF (Global ILL Framework) ガイドの発行

10 月 30 日付けで、GIF Project の概要、参加方法、OCLC との ILL リンクシステムの運用を行うに当たっての基本事項、複写料金決裁方法などについて説明した「GIF (Global ILL Framework) ガイド」を作成し、国立大学図書館協議会ホームページ内 GIF Project 専用ページに掲載した。

(5) GIF Project 専用ホームページの開設

11 月 5 日に GIF Project 専用のホームページを開設した。現在、最新版 G I F ガイドを始め GIF Project に係る最新情報を掲載している。URL は以下のとおり。

URL=<http://www.libra.titech.ac.jp/GIF/>

(6) 米国側との協議

平成 15 年 1 月 12 日～17 日の日程で、文部科学省「研究環境の国際化推進事業」により、「国際的な学術情報コミュニケーションに関する調査」のため、米国に出張した国際学術コミュニケーション特別委員会栃谷専門員（東京大学）、同委員会 GIF Project 笹川事務部長（東京工業大学）、早瀬事務部長（東京学芸大学）及び国立情報学研究所宮澤彰教授が、米国側連絡窓口担当者（Ms. Mary E. Jackson [Senior Program Officer for Access Services, ARL], Ms.Sachie Noguchi[Chair, NCC], Ms. Victoria Lyon Bestor [Director, NCC]）と、現物貸借サービスの実施及びシステム運用テスト並びに文献複写サービスにおける CANCEL レコードの分析について協議を行った。また、コロンビア大学において、日本関係資料サービスおよび ILL に関する調査及び意見交換を実施した。

（現物貸借サービス実施等に関する ARL 協議）

日時：平成 15 年 1 月 13 日（月）

場所：ARL (Association of Research Libraries) [米国ワシントン D.C.]

協議の結果、現物貸借サービスの実施条件及びシステム運用テストに関する日本側からの提案を米国側からの要求にもとづき修正の上、米国側に送付することとした。また、CANCEL レコードの分析についても、調査合同委員会の設置が合意された。

(7) 「GIF プロジェクト・日米間における現物貸借サービスの開始に関する合意書」の

確認

上記 1 月 13 日の日米協議にもとづき、3 月中旬、修正提案を「日米間における現物貸借サービスの開始に関する合意書」(英文・和文)として米国側へ送付、合意に至った。

3 今後の予定及び課題

[予定]

- (1) 米国側との協議(文献複写・現物貸借サービスに関する日米評価検討会議の開催)
米国側連絡窓口担当者 (Ms. Mary E. Jackson, ARL and Ms. Sachie Noguchi, Chair of NCC) を招聘し、日米間の文献複写及び現物貸借サービスの評価及び課題検討のための会議を平成 15 年 7 月 1 日に東京大学で開催する予定である。

[課題]

- (1) RLG ILL Manager との接続
- (2) 北米以外のアジア各国(中国、韓国等)、欧州諸国との ILL の展開
- (3) 国際 ILL に対応した各館運用体制の確保とスタッフによるワークショップの開催